全国組織の柔道整復師団体「社団JB日本接骨師会」（東京都中野区）
接骨院・整骨院に関する患者の疑問・不満の声を聞く「接骨院・整骨院の患者相談ダイヤル」運営委員及び相談員を一般公募・募集します！

プレスリリース
平成25年3月4日
報道機関各位

全国組織の柔道整復師団体「社団JB日本接骨師会」（東京都中野区弥生町）
接骨院・整骨院に関する患者の疑問・不満の声を聞く「接骨院・整骨院の患者相談ダイヤル」
運営委員及び相談員を一般公募・募集します！
応募資格は運営委員「柔道整復師資格を持ち、開業5年以上」
相談員「有資格者で臨床経験7年以上」、任期は各2年

■開始以来20回を迎えた患者相談ダイヤル、118件の相談受ける
柔道整復師の接骨院や整骨院に骨折や捻挫などの治療で通院される方が増えています。特に男女を問わず60歳以上の高齢者の方にその傾向が強まっています。

■相談者の約75％が女性、女性柔道整復師の応募をお待ちします！
全国の柔道整復師で構成する「社団JB日本接骨師会」（本部：東京都中野区弥生町１－１３－７、会長：五十嵐仁）が「患者相談ダイヤル」を設けて2月10日
実施で20回を迎えました（協賛：患者と柔整師の会）。骨折や脱臼、捻挫、打撲、挫傷などで悩む方々に役立ち、安心・安全な施術が提供できるように、毎月第2日曜日を定例相談日と定めて電話による相談を受け付けています。

■患者と接骨院・整骨院の信頼関係構築
当会はこの機会に、患者相談ダイヤルを一層開かれた相談窓口の役割を果たして、患者様のお役にたちたいと考え、「運営委員と相談員」を下記の通り募集しています。

■特定の柔道整復師業界団体の枠を越え第三者機関の性格持つ患者相談ダイヤル
≪運営委員及び相談員の募集要項≫
【趣旨】
私達は、医療における患者様の権利の観点に立つ安心・安全・良質な柔道整復診療に努めています。その一環として、接骨院や整骨院がもっと患者様に役立つ場になれるよう、またより良い信頼関係を築づくために“患者と柔整師の会”の協賛を得て、平成23年6月12日
に「患者相談ダイヤル」（フリーダイヤル 0120－655－011）を柔道整復師センター（東京都中野区弥生町1-13-7）内に発足しました。

今までに118件の相談が寄せられました。患者様より相談できてよかった感謝の言葉も数多く頂いております。「患者相談ダイヤル」は柔道整復師業界に向けられた相談窓口ですので、その趣旨を徹底するために今回の公募になったものです。

【運営委員】

本ダイヤル制度はその運営を行う運営委員会を設けています。相談ダイヤルの充実・発展のために本制度の運営に参加して下さる方を公募しています。

【相談員】
相談員は患者様より直接電話にて施術や料金などに対する相談に応ずる業務です。相談業務は1グループ3名の相談員によって行われております。複雑な相談の場合は3名の相談員で協議します。相談内容によりましては接骨院・整骨院に患者様の承諾のもとに注意などを促します。相談員は事例研修などを履修して頂きます。これは患者様からの相談対応のスキルアップのためです。相談業務を担当しますと、ご自身の施術所の運営に貢献いたします。

【要項】
・運営委員
応募資格 1柔道整復師の資格を有する者（所属団体は問いません）2開業5年以上
任期 平成25年4月1日 ～平成27年3月31日
担当日 平成25年度は5/12・7/14・9/8・11/10・1/19・3/9の各日曜日 全6回を予定
募集人数 7名以内
日当／交通費 4,000円／実費

・相談員
応募資格 1柔道整復師の資格を有する者（所属団体は問いません）2臨床経験7年以上
任期 平成25年6月1日 ～平成27年5月31日
担当日 3ヶ月に1度 第2日曜日 10：00～15：30
募集人数 9名以内
日当／交通費 11,000円／実費

【研修制度】
相談員には研修制度を設けております。相談規則や相談作法、ノウハウについては研修を通じて習得していただきます。年間3回程度を予定しております。
【募集期間】
平成25年2月20日（水） ～平成25年3月19日（火） 【消印有効】
【応募方法】
履歴書に必要事項を記入し、以下の宛先まで郵送して下さい。
〒１６４－００１３
東京都中野区弥生町１－１３－７
社団JB日本接骨師会
患者相談ダイヤル運営委員及び相談員募集担当
【選考方法】
①書類審査 ②面接
【お問い合わせ】
柔整業界のため、また自己の資質向上のため接骨院・整骨院の患者相談ダイヤルに応募してみませんか！また、相談者の約75％が女性となっておりますので、女性柔道整復師の多数のご応募もお待ちしています。
担当・篠原 FAX：０３－５３８８－７２３１
メール：jbjbsoudan@gmail.com

【資料１：患者相談ダイヤル開設の背景】
社団JB日本接骨師会は柔道整復師制度の健全な発展及び柔道整復診療の「療養費受領委任払いシステム」の健全な運用に努めています。この数年、柔道整復師養成学校の増加に伴い、開業件数

が増加する傾向にあります。

これは柔道整復師の社会的ニーズが高いことを意味しているものと思われますが、一方では過当競争の結果、利用者の信頼を得られていないケースが一部で見受けられるようになりました。また、保険者や患者様の一部から、柔道整復師についての苦情を受けとめる全国的ネットワークがないかというご意見もありましたので、相談ダイヤルなどで対応することを考えました。

私達は、医療における患者様の権利の観点に立つ安心、安全にして良質な柔道整復診療の改革を目指しております。その一環として、全国の柔道整復師の診療を対象とした患者様の声を柔道整復師に届ける「患者相談ダイヤル」を設置しました。

【資料２：柔道整復師とは】
柔道整復師法による国家資格で、その免許は厚生労働大臣が与えます。
免許取得には
①高校卒業後、厚生労働省が許可した専門養成施設（３年間以上修学）または
②文部科学省が許可した４年制大学で、必要科目を学びます。

解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学、公衆衛生学、柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規などを履修します。柔道整復実技、関係法規、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学などを履修します。さらに卒業後、国家試験を受け、合格して初めて厚生労働大臣免許の柔道整復師になります。

資格取得後は、臨床研修を行い、「接骨院」や「整骨院」という施術所を開業出来ます。ここでは日常生活や、スポーツ活動中、勤務中、交通事故などによって発生したケガ（外傷や痛み）に対して施術（治療）を行います。また、勤務柔道整復師として病院や接骨院、介護・福祉施設などで働くことも出来ます。昔は「ほねつぎ」などといわれていました。今は柔道整復師法に定められた国家試験合格者です。

【資料3：社団 JB日本接骨師会のプロフィール】
病気や怪我の治療処置を「手当て」と言います。人が本能的に手を痛いところに当てたことから始まったと言われます。 手技療法は、人と人との触れ合う最も自然な治療です。
安心・安全が治療の基本です。もっとも基本的な医療が手当てによる治療です。現代の柔道整復診療は、このような人と人との“絆”を大切にしながら現代医療技術を導入した自然と科学を総合した医療を持っています。

徒手治療は、修練を積んだ高度な徒手整復技術によってもたらされます。人間疎外が憂慮されている現状にあって注目されるべきものであります。
私たちは多くの人々の健康を願いその予防と回復を求めてヒューマニティーな医療環境を築くことに努めています。

◆ 本部：〒164-0013 東京都中野区弥生町1-13-7
◆ 会長：五十嵐仁
設立：昭和５７年２月１１日
◆ TEL：03-5388-7211
◆ FAX：03-5388-7231
URL：http://www.pb-jb.org/
E-mail：jbjb@pb-jb.org

内容・取材についてのお問い合わせは直接、下記までお願いします。
社団 JB日本接骨師会／担当：篠原
TEL：03-5388-7211　　FAX：03-5388-7231
メール：jbjbsoudan@gmail.com

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com